

原発と地方行政の透明性
～原発立地自治体の情報公開条例と政治倫理条例～

調査結果			
請求権者	政治倫理条例		
北海道泊村	(1,900人)	住民のみ	不明
青森県東通村	(7,200人)	広義住民	不明
茨城県東海村	(37,000人)	広義住民	なし
新潟県柏崎市	(91,000人)	何人も	なし
新潟県刈羽村	(4,800人)	広義住民	なし
御前崎市	(34,000人)	何人も	なし
石川県志賀町	(22,000人)	広義住民	なし(議員政治倫理 条例あり)
敦賀市	(68,000人)	広義住民	なし(議員政治倫理 条例あり)
福井県美浜町	(10,600人)	広義住民	なし
福井県おおい町	(8,600人)	広義住民	なし
福井県高浜町	(11,000人)	広義住民	なし(議員政治倫理 条例あり)
松江市	(193,000人)	広義住民	なし
愛媛県伊方町	(11,000人)	広義住民	あり(ただし 欠陥条例)
佐賀県玄海町	(6,500人)	広義住民	なし
薩摩川内市	(100,000人)	広義住民	なし
今回調査できなかったが、報道によると、			
女川原子力発電所	宮城県女川町 (10,000人)	広義住民	
福島第二原子力発電所	福島県富岡町 (16,000人)	広義住民	
建設中の原発について、			
大間原子力発電所	青森県大間町 (6,200人)	広義住民	
原発建設予定地	山口県上関町 (3,500人)	情報公開条例が制定 されていない	

1, 原発立地自治体の遅れた情報公開

「事故が起これば広範な影響、ところが、情報公開は住民に限定」

今回の福島第1原子力発電所から漏れた放射能の影響は、広範囲に及んでいる。市民が「原発について原発立地自治体に情報公開を求められるのかどうか」、を全国の原発立地自治体の情報公開度を調査した。福島県、宮城県以外の原発立地自治体を調査した。

その結果、請求権者（情報公開請求ができる人）が「何人も」になっているのはわずかに2市のみ、他は「広義住民」（学校、職場がある人、利害関係を有する人なども含む）、泊村は「住民のみ」しか情報公開請求ができない状態になっている。このことは原発の建設が、県と地元自治体の合意という、きわめて限定された地域内における意思決定によってすすめられてきたことと無縁ではないだろう。

しかし、佐賀県の玄海原発では、原子力発電所敷地から数百メートルのところには唐津市が隣接し、約5キロ離れて長崎県の鷹島がある。事故が起これば、長崎県の住民や約30キロ離れて福岡県糸島市なども直接の影響を受けるにもかかわらず、情報公開できるのは住民に限られる。

自治体の情報は当該自治体の住民だけのものではない、とは、まさにこういう場合を想定すればハッキリする。また、行政情報を当該自治体の住民以外には公開しない、という情報の「鎖国」状態では、情報公開によって意見を行政にフィードバックしていく機能も脆弱なものとなる。その結果、当該自治体での意思決定は十分に議論を重ねたものとはならない。

2、政治倫理条例について、

原発立地の佐賀県玄海町では岸本町長や、中山昭和町議会原子力対策特別委員長の親族が経営する建設会社が玄海町の公共工事を受注していることが大きく報道されている。しかし、隣の福岡県の全自治体の9割では政治倫理条例が制定され、その条例の半数以上は2親等以内の親族の経営する会社の受注を辞退するよう定められている。すなわち、玄海町のような事態は福岡県の多くの自治体では政治倫理条例に抵触するのである。果たしてこれは玄海町のみ限定される事態であろうか。原発立地自治体の政治倫理条例の制定について調査した。

原発立地の13市町村（確認ができない泊村、東通村を除く）のうち、政治倫理条例が制定されているのは伊方町だけであった。伊方町の政治倫理条例の内容は「首長や議員の親族企業の請負制限がない」「贈収賄や刑法事犯などの問責制度がない」「住民の調査請求の要件が有権者の50分の1の連署」（福岡県では条例制定の55自治体中、19自治体は「一人でも請求できる」）など、欠陥の多い条例だった。2009年に市民オンブズマン福岡が行った福岡県自治体の「政治倫理条例ランキング」で100点満点の採点基準で伊方町の条例を採点すると、わずか41点しかなく、福岡県内の条例の制定されている55自治体（09年当時）の点数は、80点以上が16自治体、65～79点が17自治体という結果であった。

また、議会（議員）政治倫理条例が、石川県志賀町、敦賀市、福井県高浜町の3自治体に制定されて「親族企業の契約の自粛」などが定められている。しかし、いずれも審査請求できるのが「議員5人以上」や「議員定数の3分の1」などで住民が審査請求できないものになっており、本来第三者で構成されるべき政治倫理審査会に議員が含まれるという欠陥条例である。

各地で自治体の首長や議員の汚職などを防止するために、政治倫理条例制定を求める市民の声が高まる中で、原発立地自治体では政治倫理条例を制定されることはなかった。政治倫理条例が制定されていれば、国の「交付金」をエサに首長や議員に甘い汁を吸わせて、原子力発電所を押し付けることができなくなるからではないだろうか。

この様な国の「交付金」や原発施設の「税収」によって、福島第一原発のある福島県双葉町では、80年代に建設した多くの箱モノの維持管理費などで、財政難（全国の自治体中ワースト6）に陥り、一時期、町長に給与に給与が支払えない状態になってすらいる。

（詳しくは、岩波書店「世界」「原発頼みは一炊の夢か 福島県双葉町が陥った財政難」

<http://www.iwanami.co.jp/sekai/2011/01/pdf/skm1101-3.pdf>

3 原発立地自治体に共通する透明性の低さ

ここまで述べたことから明らかなように、情報公開の請求権者を限定し、また、政治倫理条例の制定が進んでいないことを原発立地自治体の特徴としてあげることができる。これらの制度的欠陥が生み出すのは議論の閉鎖性と原発利権である。いずれも原発に対する意見を抑止する方向にはたらくことは明白である。

こういった不透明さが原子力発電所立地自治体での広範な議論の妨げになっている以上、原子力発電について公正な議論を市民の間で共有するためには、誰もが情報にアクセスできるよう、情報公開条例の改正（制定）と首長や議長等が個人的利益に影響されないことを担保する議論を担保する確な政治倫理条例の制定をもとめていくべきであろう。

了